



初級ABAセラピスト養成研修 倫理・虐待予防

特定非営利活動法人ADDS

ワーク 1

日本行動分析学会(2014)「体罰」に反対する声明を読み、
2つの質問への回答を書いてみましょう！

日本行動分析学会「体罰」に反対する声明文を策定するタスクフォース

日本行動分析学会

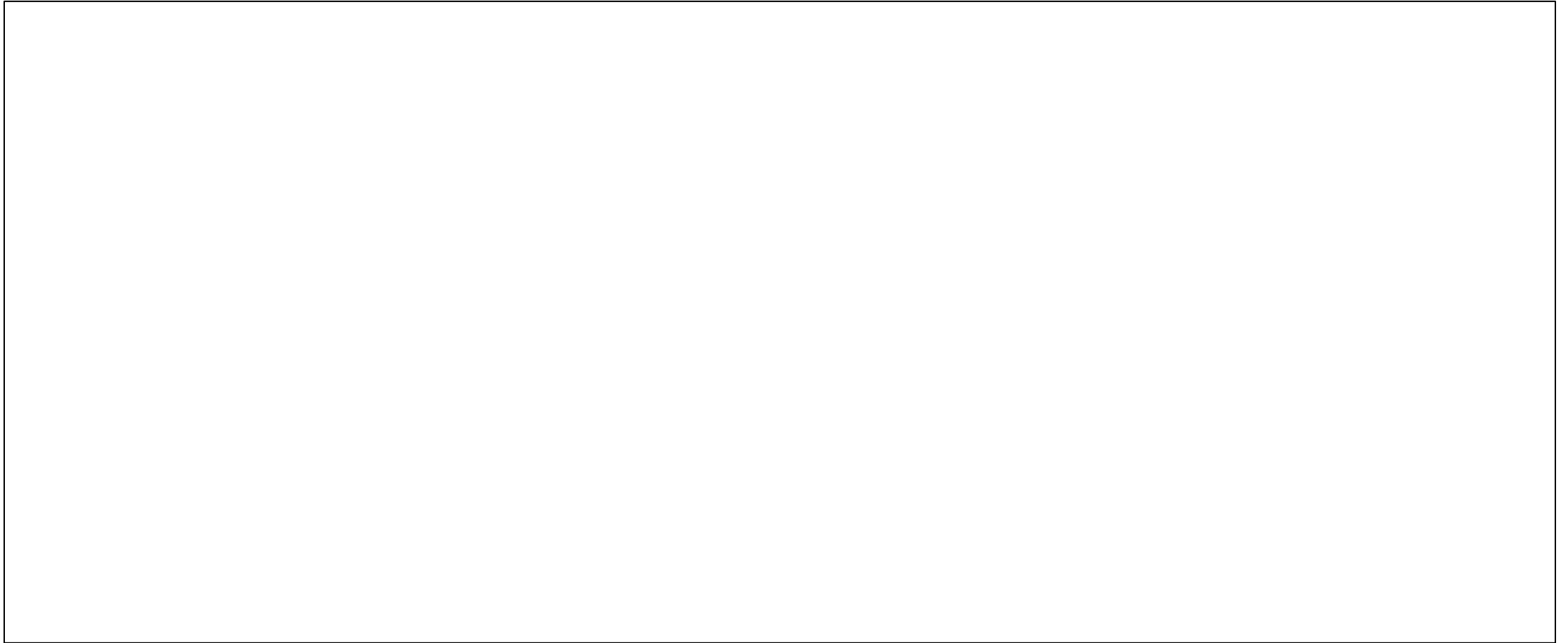
「体罰」に反対する声明

2014年4月17日

- I. 声明文
- II. 解説
- III. よくある疑問への回答
- IV. 資料

①負の強化が望ましくない理由はなんですか？

②効果があればよいのではないですか？



ワーク2

支援者とは、常に、「子どもの自由意志を尊重し、あらゆる危害からの自由を保障する」という価値観のもと行動すべきであると考えます。しかし、お子さんの発達を促進するという支援の目的を達成しようとするとき、こうした倫理規範とは相反する行動、またはそのリスクがある行動をとる可能性があると思います。その可能性に気付き、現場を同じくする人たちで危機意識を共にすること、予防策について考え話し合うきっかけにさせていただくことが、ワーク2の目的です。

以下のガイドラインやワーク1の声明を参考に、虐待予防の観点から、普段のお子さんへのかかわりにおいて、気を付けたいと考えたことを書きこんでみましょう。

参考：虐待の種類

- ①身体的虐待（叩く・殴る・蹴る・つねる・正当な理由がない身体拘束など）
- ②放棄・放置（食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない等）
- ③心理的虐待（脅し、侮辱、無視、嫌がらせ等で精神的に苦痛を与える等）
- ④性的虐待（性行、性器への接触、裸にする、わいせつな映像を見せる等）
- ⑤経済的虐待（本人の同意なしに年金・賃金・財産や預貯金を処分する等）

虐待にもなりうる行動

- ① トイレに行かせない
- ② 手を持って物をとらせる
- ③ 抱き上げて椅子に座らせる
- ④ ドアの鍵を閉める
- ⑤ 手をおさえる
- ⑥ 離席を机でガードする
- ⑦ 下半身を触る子どもに、行動を防ぐ工夫としてつなぎを着せる
- ⑧ 子どもが入室しないとき、抱っこしたり手を引いて部屋に連れていく
- ⑨ 顔を触って前を向かせる
- ⑩ 注意をひくために手をブルブルふるわせる
- ⑪ 目を合わせないといけない状況をつくる
- ⑫ 泣いているけど服を着せる

ADDS虐待防止のためのガイドライン
(作成中)より抜粋

- ⑬嫌がっている子どもをくすぐる
- ⑭休憩のとき外に出さない
- ⑮オムツやパンツが汚れているのにセラピーを続ける
- ⑯空腹状態をわざとつくる
- ⑰要求を無視する
- ⑱条件付きで指示をする
- ⑲おもちゃを無言で、もしくは無理やりとりあげる
- ⑳乱暴な言葉をかける（お前、こいつ、あいつ）
- ㉑寝かせない
- ㉒わざと負荷をかけた課題を行う
- ㉓泣きを消去する
- ㉔赤ちゃん扱いをする
- ㉕異性の子どもへのトイレ対応

ADDS虐待防止のためのガイドライン
(作成中)より抜粋

普段のお子さんへのかかわりにおいて、
気を付けたいと考えたこと